

## 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について（令和5年度） 【コールセンター開設のご案内】

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、**1世帯あたり3万円**を支給します。

### ■ コールセンターを開設します

制度全般や手続きに関する問合せに対応するため、下記のとおりコールセンターを開設します。

福岡市緊急支援給付金コールセンター

TEL 番号：**0120-103-525**

開設日：**令和5年6月1日**（受付時間：平日9時～18時）

### ■ 制度の概要

#### 1 支給対象となる人（主な要件）

基準日（令和5年5月1日）に住民基本台帳に記録されている人で、下記のいずれかにあてはまる世帯の世帯主

- (1) 住民税非課税世帯（世帯全員が令和4年度分住民税（均等割）が非課税の世帯もしくは新たに世帯全員が令和5年度分から住民税（均等割）が非課税の世帯）
- (2) 家計急変世帯（予期せず令和5年1～9月に家計が急変し、(1)と同様の事情があると認められた世帯）

#### 2 給付金を受け取るための手続き

##### (1) 住民税非課税世帯

市から受給手続きのための「確認書」を送付、対象者は必要事項を記入し、市に提出。

##### ① 令和4年度の住民税非課税世帯

6月下旬 市から「確認書」を送付 ⇒ 市に提出

6月末以降 順次支給開始（「確認書」を市で受領後、3週間程度で支給）

##### ② 新たに令和5年度から住民税非課税世帯

7月下旬 市から「確認書」を送付。以下の手順は①と同様

※令和4年1月2日以降に転入された方がいる世帯など、申請が必要な場合があります。

##### (2) 家計急変世帯

「申請書」に必要事項を記入の上、必要書類を同封し、郵送で提出。

※「申請書」は7月下旬以降に市HPに掲載、また、各区役所・出張所等で配布予定。

#### 3 手続き期限

令和5年9月30日（土）まで（消印有効）

※その他、手続きの詳細は、決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

【市ホームページ】

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/kyuhukin/health/seikatukonkyu/kakakukoutou\\_kyuhukin\\_2\\_2.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/kyuhukin/health/seikatukonkyu/kakakukoutou_kyuhukin_2_2.html)